

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）

ドローンショー実施業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、「青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）」期間中において、青島の夜間における集客コンテンツとして、最新のドローン技術を用いた光と音楽のショーを実施し、来場者の満足度向上及び滞在時間の延長を図ることを目的とする。

2 業務名

青島エリア魅力創出事業（青島本島ライトアップ）ドローンショー実施業務

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日（金）まで

（準備、各種申請、演出調整、リハーサル、設営及び撤去、実績報告等を含む）

4 実施日時（予定）

実施日：令和 8 年 11 月 21 日（土）19 時頃から 15 分程度

予備日：令和 8 年 11 月 22 日（日）及び令和 8 年 11 月 23 日（月）

※気象条件等により変更する場合がある。

5 実施場所

宮崎市青島（飛行想定エリア：青島海岸周辺 離発着場：協議後に決定）

6 業務内容

（1）ドローンショーの企画及び演出

ア 来場者が視認しやすい演出内容とすること。

イ 演出時間は 19 時から 19 時 15 分までの最長 15 分間とし、離発着場所からアニメーション実施場所までの移動時間を含むものとする。

（2）安全管理および許認可申請業務

ア 国土交通省への無人航空機の飛行許可・承認申請手続きを行うこと。

イ 離発着場および飛行警戒区域（立入禁止エリア）の設定、警備・誘導員の配置計画の作成・実施すること。

ウ 強風・雨天時等における飛行中止・延期判断のガイドラインを策定すること。

（3）現場運営および飛行実施

ア ドローン機材・通信設備・予備バッテリー等の配備および現地設営・撤去。

イ 本番前の通信確認・試験飛行（リハーサル）の実施。

7 成果品

（1）業務完了報告書（飛行実績、写真記録データ等）

（2）飛行許可・承認書の写し

8 業務の適正な実施に関する事項

（1）個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意

し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の取扱い

ア 受託者は、本業務のうち全部を第三者に再委託してはならない。

イ 本業務のうち、機体運用、設営、警備等の一部業務を再委託する場合は、事前に委託者の承認を得ること。

ウ 事故、トラブル等が発生した場合においても、受託者が一元的に対応するものとする。

(4) 保険の加入

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、ドローンの運用に係る対人・対物賠償責任保険その他必要な保険に加入するものとする。

イ 受託者は、保険に加入したことを証する書類を委託者の求めに応じ提出するものとする。

ウ 保険加入に要する費用は、受託者の負担とする。

(5) 損害賠償

ア 受託者は、本業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

イ 天災その他受託者の責めに帰さない事由により生じた損害については、この限りでない。

ウ 受託者は、再委託先の行為により生じた損害についても、受託者の責任においてこれを負うものとする。

(6) 業務の中止及び費用負担

ア 天候不良、災害、関係機関の指示その他やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部を中止する場合がある。

イ 既に実施した業務又は中止時点までに発生した合理的な費用については、委託者と受託者が協議の上、支払うものとする。

ウ 受託者は、中止時に発生する費用について、事前に内訳および算定根拠を明示するものとする。

9 その他

(1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。本仕様書に明示されていない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意をもって実施する。

(3) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て公益社団法人宮崎市観光協会に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。